

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年12月8日 提出

安芸高田市長 石丸 伸二

1 専決処分の内容

令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）

2 専決処分年月日

令和3年11月9日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 8 号）について、専決処分する。

令和 3 年 11 月 9 日

安芸高田市長 石丸 伸二

1 予算の内容

別紙「令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 8 号）」のとおり

(別 紙)

令和 3 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 3 年度安芸高田市の一般会計補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,080 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,321,329 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 9 日専決

安芸高田市長 石丸 伸二

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入 款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
19 繰入金		1,585,765	3,080	1,588,845
	3 基金繰入金	1,563,944	3,080	1,567,024
歳 入	合 計	23,318,249	3,080	23,321,329

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		3,059,641	3,080	3,062,721
	1 総務管理費	2,703,063	3,080	2,706,143
歳 出	合 計	23,318,249	3,080	23,321,329

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
19 繰入金	1,585,765
歳入合計	23,318,249

(単位:千円)

補 正 額	計
3,080	1,588,845
3,080	23,321,329

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,059,641	3,080	3,062,721
歳出合計	23,318,249	3,080	23,321,329

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	3,080
0	0	0	0	3,080

2. 歳入
 (款) 19 繰入金

款	項	補正前の額	補正額	計
	目			
19	繰入金	1,585,765	3,080	1,588,845
	3 基金繰入金	1,563,944	3,080	1,567,024
	11 財政調整基金繰入金	764,074	3,080	767,154

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	3,080	財政調整基金繰入金

3. 歳出
(款) 2 総務費

款 項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,059,641	3,080	3,062,721	0	0	0	3,080
1 総務管理費	2,703,063	3,080	2,706,143	0	0	0	3,080
7 企画費	261,765	3,080	264,845	0	0	0	3,080

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	3,080	企画調整等に要する経費 3,080 JR線対策事業費 3,080 14 工事請負費 3,080 単独事業 3,080 単独事業 3,080